

## イングランドおよびウェールズの州特許裁判所，少額請求制度を導入

2012年10月5日

JETRO デュッセルドルフ事務所

イングランドおよびウェールズの州特許裁判所（PCC: Patent County Court）は，10月1日より，知的財産権の権利侵害に対する少額請求制度（Small Claims Track）を開始し，少額請求制度を利用するためのガイドを公表した。

同ガイドによれば，少額請求制度は，著作権，商標（国内商標及び登録共同体商標），詐称通用（パッシング・オフ），無登録意匠（無登録国内意匠及び無登録共同体意匠）の権利者を対象としており，特許，登録意匠，植物品種権は対象とされていない。また，法的な代理人を伴うことなく手続を進めることができる。ただし，損害額の請求は5000ポンド以下に限られる。

少額請求制度の導入によって，特に中小企業にとっては，迅速かつ簡易な裁判所での手続で，自らの権利を行使する選択肢を得ることができ，また，高額の訴訟費用を必要としないというメリットが期待される。同ガイドにおいては，一例として，写真家が撮影した写真を無断で再利用された場合において，少額請求制度を活用できることが示されている。

州特許裁判所については，1990年に設立され，2010年10月1日には大規模な法改正が行われたが，2011年5月18日に公開されたハーグリーブス教授（カーディフ大学）等による「デジタル機会：知的財産と成長」と題する報告書（通称：ハーグリーブス・レビュー）によって更に次の政策提言が行われていた。今回の少額請求制度の導入によって，2番目の項目を達成したことになり，今後は，3番目の項目達成へ向けて取組が進められることが予定されている。

1. 損害賠償額の上限を規定
2. 少額請求制度の導入
3. 州特許裁判所の役割を反映した名称への変更

－ 州特許裁判所による少額請求制度ガイドは，以下参照 －

[Guide to the Patents County Court Small Claims Track \(PDF\)](#)

－ 州特許裁判所に関する欧州知的財産ニュースは，以下参照 －

[イングランドおよびウェールズの州特許裁判所，回復可能な損害額の上限を規定（2011年7月1日）\(PDF\)](#)

[イングランドおよびウェールズの州特許裁判所の利用ガイド \(2011年7月1日\) \(PDF\)](#)

[イングランドおよびウェールズの州特許裁判所の制度改正 \(2010年10月7日\) \(PDF\)](#)

ー ハーグリーブス・レビューに関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー

[英国知的財産庁、「知的財産と成長」と題する報告書を公表 \(2011年5月21日\) \(PDF\)](#)

[英国政府、知的財産と成長に関するハーグリーブス・レビューに対し回答 \(2011年8月8日\) \(PDF\)](#)

[英国議会、知的財産と成長に関するハーグリーブス・レビューに対する報告書を公表 \(2012年7月1日\) \(PDF\)](#)

(以上)